

○総務省告示第百五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

〔一〇六 略〕

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル５Ｇ（設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 時分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 二・三三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

ア 感度

〔ウ 略〕

(イ) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(ⅰ)又は(ⅱ)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

(ⅰ) 設備規則第四十九条の六の十二第一項各号（第五号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

(ⅱ) (ⅰ)に掲げるもの以外のもの

周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
二・三三〇を超え二・三	五	(一) 九六・五

改正前

〔一〇六 同上〕

六の二 〔同上〕

1 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔ウ 同上〕

(イ) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五％以上であること。

周波数帯域（GHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔新設〕

ヤ〇以下	一〇	(一) 九三・三
	一五	(一) 九二・五
	二〇	(一) 九〇・二
三・四を超え三・八以下	五	(一) 九五・五
	一〇	(一) 九二・三
	一五	(一) 九〇・五
三・八を超え四・一以下	二〇	(一) 八九・二
	五	(一) 九五・〇
	一〇	(一) 九一・八
四・五を超え五・〇以下	一五	(一) 九〇・〇
	二〇	(一) 八八・七
	五	(一) 九五・五
	一〇	(一) 九二・三
	一五	(一) 八九・二
	二〇	(一) 八八・七

イ ブロッキング特性

〔 7 〕 略

(イ) 陸上移動局のブロッキング特性

(i) 一の搬送波を受信する場合(二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。)

基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、同表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この(i)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された第二妨害波を(一)四四デシベルの電力で加えた場合において、各スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力 と基準感度の差分 (dB)	三 第一妨害波の 離調周波数 (MHz)	四 第二妨害波の 離調周波数 (MHz)
五	六	一〇	一五以上
一〇	六	一二・五	一七・五以上
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 〔同上〕

〔 7 〕 同上

(イ) 〔同上〕

(i) 〔同上〕

〔 同上 〕

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 希望波の受信電力 と基準感度の差分 (dB)	三 第一妨害波の 離調周波数 (MHz)	四 第二妨害波の 離調周波数 (MHz)
	六	一二・五	一七・五以上
一〇	六	一二・五	一七・五以上
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

「(iii)」(iv) 略」
ウ 隣接チャネル選択度
「(v) 略」

(4) 陸上移動局の隣接チャネル選択度
(i) 一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）
基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を基準感度より同表の下欄に掲げるデシベル分高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）
五	五	四五・五
一〇	七・五	四五・五
「略」	「略」	「略」

「(iii)」(iv) 略」
エ 相互変調特性
「(v) 略」

(4) 陸上移動局の相互変調特性
(i) 一の搬送波を受信する場合（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を受信するものに限る。）
基準感度より次の表の二の欄に掲げるデシベル分高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において五MHz幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	チャネル間隔（MHz）	二	希望波の受信電力と基準感度の差分	三	変調のない妨害波の離調周	四	変調された妨害波の離調周
---	-------------	---	------------------	---	--------------	---	--------------

「(iii)」(iv) 同上」
ウ 「同上」
「(v) 同上」
(4) 「同上」
(i) 「同上」

「同上」

チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	変調された妨害波の電力と基準感度の差分（dB）
一〇	七・五	四五・五
「同上」	「同上」	「同上」

「(iii)」(iv) 同上」
エ 「同上」
「(v) 同上」
(4) 「同上」
(i) 「同上」

「同上」

一	チャネル間隔（MHz）	二	希望波の受信電力と基準感度の差分	三	変調のない妨害波の離調周	四	変調された妨害波の離調周
---	-------------	---	------------------	---	--------------	---	--------------

	(dB)	波数 (MHz)	波数 (MHz)
五	六	一〇	二〇
二〇	六	一一・五	二五
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔イ〕 略

(2) 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

ア 感度

〔ア〕 略

(イ) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(i) 設備規則第四十九条の六の十二第二項各号（第五号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(ii) (i)に掲げるもの以外のもの

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
二七を超え二九・五以下	五〇	(一) 八二・八九
	一〇〇	(二) 七九・八九

〔イ〕 エ 略

2 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

(1) 感度

〔ア〕 略

イ 陸上移動局の感度

	(dB)	波数 (MHz)	波数 (MHz)
一〇	六	一一・五	二五
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔ロ〕 同上

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔ア〕 同上

(イ) 〔同上〕

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (ミリワットを〇デシベルとする。))
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔新設〕

〔イ〕 エ 同上

2 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 〔同上〕

〔ア〕 同上

イ 〔同上〕

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の(i)又は(ii)の各表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(i) 設備規則第四十九条の六の十三第一項各号（第四号を除く。）において無線設備の条件が定められている陸上移動局

周波数帯域（MHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

(ii) (i)に掲げるもの以外のもの

周波数帯域（MHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
77.3を超え80.3以下	5	(一) 95.3
	10	(一) 91.8
	15	(一) 89.8
	20	(一) 87.1
86.0を超え87.5以下	5	(一) 94.3
	10	(一) 90.8
	15	(一) 89.0
	20	(一) 83.9
87.5を超え89.0以下	5	(一) 94.8
	10	(一) 91.1
	15	(一) 89.3
	20	(一) 83.1
94.5を超え96.0以下	5	(一) 93.8
	10	(一) 90.1
	15	(一) 87.4
	20	(一) 82.1

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域（MHz）	チャンネル間隔（MHz）	基準感度（デシベル（ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。））
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			
「(2) (4) 略」 「七～二十四 略」	「一、四七五・九を超え一 五一〇・九以下」 「一、八〇五を超え一、八 八〇以下」 「二、一一〇を超え二、一 七〇以下」	五 一〇 一五 二〇 五 一〇 一五 二〇 五 一〇 一五 二〇	(一) 九六・八 (一) 九三・一 (一) 九一・三 (一) 八六・一 (一) 九三・八 (一) 九〇・一 (一) 八八・三 (一) 八七・一 (一) 九六・八 (一) 九三・一 (一) 九一・三 (一) 九〇・一
「(2) (4) 同上」 「七～二十四 同上」			